

# 埼玉大学教育学部附属小学校同窓会会則

- 第1条 本会は、埼玉大学教育学部附属小学校同窓会（埼玉大附小同窓会）と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに母校の発展に協力することを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を埼玉大学教育学部附属小学校内に置く。
- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
- 正会員 1 卒業生  
2 本校に在籍したもので入会を希望するもの
- 特別会員 本校の現、旧教職員
- 名誉会員 役員会の推薦した者
- 第5条 本会は、母校校長を名誉会長とする。
- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- 会長 1 名 総会で正会員から選出する。
- 副会長 2 名 総会で正会員から選出する。
- 幹事 若干名
- ア 正会員中から会長が指名委嘱する。
- イ 特別会員の中から副校長、教職員若干名を会長が指名委嘱する。
- 会計 2 名 正会員、特別会員の中から各1名会長が指名委嘱する。
- 監事 3 名 正会員中より3名総会において選出する。
- 第7条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。
- 第8条 役員会務分担を次のごとく定める。
- 会長 本会を代表し会務を整理する。
- 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときにはこれを代理する。
- 幹事 会長の意を受け、随時会務を処理する。
- 会計 本会の会計を処理する。
- 監事 本会の会計を監査する。
- 第9条 本会の会議は、通常総会・臨時総会および役員会とする。
- 通常総会は、毎年、原則として6月の第3土曜日午後15時に埼玉大学教育学部附属小学校で開く。臨時総会および役員会は、必要に応じて開く。なお、通常総会は役員会をもって充てることができる。
- 決議は、出席人数の過半数の同意によって成立する。
- 第10条 本会に世話人を置く。世話人は、各年次卒業生から1名以上互選し幹事を助け、会員相互の連絡に当たる。
- 第11条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 名簿の整理
- 2 その他必要な事項
- 第12条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 正会員は、入会時に5千円を納入する。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
- 第15条 本会会則は、総会の決議を経なければ変更することができない。
- 第16条 本会会則は、昭和63年2月28日から実施する。
- （平成7年6月17日 一部変更）
- （平成14年6月15日 一部変更）